

# 石綿（アスベスト）健康被害救済制度 からのお知らせ

平成 25 年 6 月 18 日より

**肺がんの判定基準**が変わりました。

- 原発性肺がんであって「**広範囲のプラーク所見**」又は「**肺組織切片中に石綿小体**」がある場合には、医療費、特別遺族弔慰金等の救済給付が受けられるようになりました。

※ ご本人、ご遺族から申請・請求していただくことが必要です。  
なお、認定の決定に際して、疾病が判定基準を満たしているなど一定の条件が必要です。  
※ 労災補償等の対象とならない方でも申請・請求いただけます。

- 肺がんにはその他にも基準があります。  
医師ともご相談の上、ご不明な点などありましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

- 著しい呼吸機能障害を伴う 中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺、びまん性胸膜肥厚で  
ご療養中の方やお亡くなりの方のご遺族も申請・請求  
いただけます。



さあ はやく きゅうさい  
**0120-389-931**



独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番  
ミュージアム川崎セントラルタワー9 階

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>

受付  
時間 **9:30~17:30**  
(土・日・祝日・年末年始を除く)